

平成28年

No.1561

2面◆地域の夏の催し

主な内容

3面◆夏休みは図書館へ行こう

8面◆荒川コミュニティカレッジ 公開講座

荒川区

🛣 (3802) 3111 🔣 (3802) 6262 📃 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/ 📱 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/



京都以知量

長日はフ月31日日 午前フ時~午後8時

あなたの声を都政に反映させる貴重な機会です。大切な1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

川区で投票できる方

投票日現在18歳以上(平成10年8月1日までに生まれた方)の日本国 民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。

※荒川区へ転入した場合は、平成28年4月13日までに荒川区へ転入の届け出をした方

所を移した方は

荒川区へ転入した方

平成28年4月14日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票で きません。

※前住所地が東京都内で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。 その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票」が必要です

荒川区から都内の区市町村に転出した方

平成28年3月14日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。 ①平成28年3月15日~3月30日に転出した方は、荒川区で期日前投票が できる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって 異なります(投票日当日の投票はできません)

②平成28年3月31日以降に転出した方は、荒川区で投票することができます ※①・②の場合、現在お住まいの区市町村長が発行する「選挙用住民票」または「引 き続き都内に住所を有する旨の証明書」が必要です

※新住所地の選挙人名簿に登録された方は荒川区で投票できません

※都内の区市町村であっても2回以上異なる区市町村に転出した方は投票できません

荒川区から東京都外へ転出した方

東京都の選挙であるため投票できません。

荒川区内で転居した方の投票所

- ▶平成28年6月27日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所
- ▶平成28年6月28日以降に転居の届け出をした方…旧住所地の投票所

票日当日に投票することが困難な方に

期日前投票

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用 ください。

間 午前8時30分~午後8時

期間	会場
7月30日出まで	区役所本庁舎 1 階ロビー
	南千住駅前ふれあい館
	荒川総合スポーツセンター
	町屋文化センター
7月24日(日)~30日(土)	荒川区シルバー人材センター・荒川授
	<u></u>
	あらかわ遊園スポーツハウス
	日暮里区民事務所

不在者投票

■出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。 ※投票用紙等の請求方法は、お問い合わせください

■不在者投票ができる病院、老人ホーム等に入院・入所して いる方

病院長等に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。

郵便等投票

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月27日例 までに投票用紙を請求してください。

目の不自由な方は「点字投票」ができます。また、心身に 障がいがある等の理由で候補者名を書くことができない場合 には、投票所の職員が本人に代わって記載する「代理投票」 の制度があります。投票所の職員へ申し出てください。

補者を知るには

選挙公報

候補者の政見等を記載した選挙公報を各戸配布します。区役所、各区民事 務所・ひろば館・ふれあい館、駅スタンド等にも置きます。また、**下記**の東 京都選挙管理委員会の都知事選挙特設ホームページでもご覧になれます。



ポスターを掲示します

候補者の選挙運動用ポスターは、区内243か所に設置したポスター掲示場をご覧ください。

開

票



7月31日(日)午後9時から 会場 荒川総合スポーツセンター2階 大体育室

※参観席は3階です(荒川区の選挙人名簿に登 録されていない方は参観できません)

投・開票速報

荒川区ホームページで東京都知事選挙 の投・開票の状況等を速報します。

問合せ 広報課 **☎**内線2132

問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎内線3411